

新築マイホーム取得助成金のご案内

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築基準法に基づく建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に對し、住宅取得に要した費用を、基本25万円、最大55万円まで助成しています。

- ▼申請期限 住宅取得に伴う登記の日から1年以内
 - ▼申請締め切り日 10月31日(月)
 - ▼助成金額 25万円（最大55万円）
- 本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、「広報とね5月号」または町公式ホームページをご覧になるか、政策企画課 地域振興係までお問い合わせください。
- ▼問い合わせ先 政策企画課 地域振興係
- ☎68・2211（内線332）
Email: chiki@town.tone.lg.jp



▲詳しくはコチラ

プレミアム付商品券に関するお知らせ

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた町民の皆さまの負担軽減および、売り上げが落ち込む事業者様への支援を目的に、町内の商店街等で共通して使用できる「超（スーパー）」とねまち地元応援！プレミアム付商品券」を販売いたします。

- ▼販売金額 5000円
 - （5000円×15枚＝75000円分 50%プレミアム）
 - ▼販売時期 10月上旬を予定
 - ※9月下旬頃に全世帯、世帯主の方に特別購入券のご案内を送付いたします。その他、販売場所、使用期間等の詳細は、町公式ホームページや「広報とね」などで随時お知らせいたします。
 - ▼問い合わせ先 まち未来創造課 商工観光係
- ☎68・2211（内線244）

高度処理型浄化槽設置費助成のご案内

町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町の下水道事業計画区域以外の地域、または、下水道の整備が当分の間、見込まれない下水道事業計画区域内の地域に環境配慮型浄化槽を設置する場合、および単独処理浄化槽や、くみ取り槽から転換する場合における単独浄化槽や、くみ取り槽の撤去、配管工事について予算の範囲内で費用の一部を助成します。

- ▼申請期間 随時、申請を受け付けます。（土・日曜日、祝日を除く）
- ※受け付けは、予算範囲内の先着順になります。

老齢基礎年金の請求について

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方最後の保障として、65歳になったときから給付されます。

▼老齢基礎年金の受給要件

- ①保険料を納めた期間が10年以上必要です。
老齢基礎年金は、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、10年以上ある場合に65歳から生涯受け取ることが出来ます。
60歳になるまでに保険料を納めた期間が10年を満たしていない場合や、満額の受け取りに必要な期間（40年）が足りない場合、65歳までの方なら任意加入することが出来ます。
 - ②保険料を納めた月数で年金額が変わります。
保険料を納めていない期間があると、将来受け取る年金額が少なくなります。
 - ③お手続きは原則65歳からです。
ご希望の方は、年金の受け取る年齢に応じた「繰上げ受給」や「繰下げ受給」が出来ます。
繰上げ受給：60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることが出来ます。ただし、年金額が減額されます。
繰下げ受給：66歳から75歳になるまでの間に繰り下げて受け取ることが出来ます。なお、年金額は増額されます。
- ※いずれの受給も一度決めた減額率や増額率は変更できません。
- ▼老齢基礎年金の年金額（令和4年度の額）
20歳から60歳になるまでの40年間、保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金を受け取ることが出来ます。なお、令和4年4月分からの年金額は法律規定により、令和3年度から原則0.4%の引き下げ額となります。
- 年金額（満額の場合）
年額77万7800円（月額6万4816円）

▼申請時必要書類

- ・補助金交付申請書
- ・案内図
- ・平面図
- ・排水経路図
- ・工事見積書の写し
- ・建築確認済証の写しまたは浄化槽設置届出書の写し
- ・登録浄化槽管理票（C票）
- ・登録証の写し
- ・保証登録証
- ・浄化槽設備士免状の写し
- ・浄化槽工事業者届出書の写し
- ・放流同意書の写し※放流を伴う場合
- ・浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し

▼その他

- ・浄化槽の工事期間は、補助金交付決定後から令和5年2月末までです。
- ・補助金の限度額は内容により異なります。
- ※詳細は、町公式ホームページをご覧ください。生活環境課までお問い合わせください。



▲詳しくはコチラ

▼申し込み・問い合わせ先

生活環境課 下水道係
☎68・2211（内線233）

▼老齢基礎年金の請求手続きについて

①年金の請求手続きのご案内および年金請求書が事前送付されます。
原則として、65歳の誕生日の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合などから「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」が届きます。

※繰上げ請求を希望される方や、年金請求書を紛失された方は、土浦年金事務所または役場保険年金課窓口で年金請求書をお受け取りください。
※共済組合に加入していた方は、加入していた共済組合にご相談ください。

②「年金請求書」を提出します。
必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降に提出してください。

年金請求書には、戸籍や住民票などの添付書類が必要で、添付書類は配偶者の有無や年金加入状況により変わりますので、年金請求書に同封されているパンフレットや、土浦年金事務所・ねんきんダイヤルにてご確認ください。

▼年金事務所の予約申し込みについて

年金事務所への来訪相談や年金請求に関する手続きには、事前予約が必要です。相談窓口の混雑が予想されますので「予約受付専用電話」へ申し込みの上、予約日にご来所ください。

▼問い合わせ先

- ・土浦年金事務所 お客様相談室
☎029・825・1170 / 自動音声に従って「1」のあとに「2」を押してください。
- ・予約受付専用電話
☎0570・05・4890
- ・ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165
- ・保険年金課 医療年金係
☎68・2211（内線176） / 年金加入期間が国民年金【第1号被保険者】の方

とねまちO↓I BASE（ゼロワンベース）「コミュニティスペース」をご利用ください

「とねまちO↓I BASE」には、大型ワークテーブルを使って、個人や少人数のグループが、趣味やサークル活動などで利用できる「コミュニティスペース」を併設しています。
友人や仲間たちとの歓談の場、コミュニティの場としてお気軽にご利用ください。

次のどちらかの方法で予約をお取りください。

▼利用方法

- ・まち未来創造課 商工観光係にお電話で予約
☎68・2211（内線244）
- ・現地（とねまちO↓I BASE）で予約



▶とねまちO↓I BASE「コミュニティスペース」